

「環境影響評価指針の一部改正について（答申案）」に対する県民意見の募集結果について

「環境影響評価指針の一部改正について（答申案）」について県民の皆様から御意見を募集しましたが、意見の概要及び意見に対する愛知県環境影響評価審査会の考え方は次のとおりです。

1 意見募集期間

平成25年1月31日（木）から平成25年3月1日（金）まで

2 意見募集の周知方法

- (1) 県政記者クラブへの記者発表
- (2) 愛知県のウェブサイトへの掲載
- (3) 愛知県環境部環境活動推進課及び各県民生活プラザでの閲覧

3 意見募集の結果

- (1) 意見の提出者数：3通（電子メール3通）
- (2) 意見の件数：9件

4 意見の概要及び意見に対する審査会の考え方

次頁のとおり

番号	該当頁・項目	意見の概要	審査会の考え方
1	P2 (位置等に関する複数案の設定) 第4	<p>対象事業種別に具体的な複数案の設定の例を示した手引書があるのが望ましい。</p> <p>また、事業の位置、規模又は建造物等の構造、配置以外に、施工方法や焼却炉における燃焼方式等について複数案を設定することはできないのか。</p>	<p>環境影響評価指針に手引書の規定はありませんが、位置等に関する複数案の設定に当たっては、国において現在検討中の「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」等を参考に設定することが考えられます。</p> <p>焼却炉における燃焼方式については、構造の複数案として設定されるものと考えます。</p> <p>施工方法については、構造等と密接に関わるものであるため、重大な環境影響を及ぼすおそれのある場合は、これらの複数案の中で検討することが考えられます。</p>
2	P3、7 (計画段階配慮事項の選定) 第6 (計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法) 第10(1)	<p>複数案に係る環境影響の比較・評価に当たっての手引書があるのが望ましい。</p> <p>(たとえば、住宅地域では大気質、騒音、振動などに重点を、山間部や里山では動植物、生態系に重点を置くなど、事業特性、地域特性を踏まえた環境要素の重み付けに関する手法を示してほしい。)</p>	<p>環境影響評価指針に手引書の規定はありませんが、事業特性、地域特性を踏まえた環境要素の重み付け（重大な環境影響の選定の考え方）については、国において現在検討中の「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」等を参考にすることが考えられます。</p>

番号	該当頁・項目	意見の概要	審査会の考え方
3	P4、10 (計画段階配慮事項の選定) 第6第3項 (環境影響評価の項目の選定) 第16第3項(準用)	<p>大型の構造物、建造物が建設される事業については、風害や電波障害なども問題になることがあり、これらを環境要素として追加してはどうか。</p>	<p>風害は、大型・高層建築物等の設置により周囲で強風が発生する等の事象です。本県では、大型・高層建築物の建設はアセス対象としておらず、環境要素として明記してませんが、対象事業の実施に伴い大型構造物が建設され、当該事象が問題となる場合は、必要に応じ環境影響評価項目として選定されるものと考えます。</p> <p>電波障害は、テレビジョン電波の受信障害であり、この問題は、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」(昭和51年3月6日郵政省)等に基づき共同受信施設の設置等の補償により、原因者と受信者の間で解決が図られています。</p>
4	P5、6 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法) 第7第1項(2) (計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法) 第8第1項(2)	<p>計画段階配慮事項の検討における調査は、原則既存資料によることとされているが、動植物の重要種に関する既往データはほとんどなく、現状、複数案のエリアに対して既往データから公平に予測、評価することは難しい。</p> <p>現地調査を実施すると、準備書段階の調査に相当し、過度の負担がかかり、計画段階配慮書手続の趣旨と乖離してしまう。</p> <p>複数案エリアに均等にデータがあるのは、地形と植生のデータである。この2つのデータは動物が生息するための基盤環境データであることから、これを動物の生息ハビタット情報として解析し、重要種の生態的特性から生息可能性の高いエリアを抽出し、そのエリアについて簡易な現地調査を実施するなどの方法がよいと考える。</p>	<p>複数案の比較に当たっては、各事業実施想定区域及びその周辺において、それぞれ同程度の精度の調査結果を収集することが望ましいと考えられます。</p> <p>ご提案の方法につきましては、有効な調査方法の一つになり得ると考えられます。</p>

番号	該当頁・項目	意見の概要	審査会の考え方
5	P5～7 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法) 第7 (計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法) 第8 (計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法) 第9	<p>計画段階配慮において取得すべきデータのレベルについては、何らかの基準を設定する必要がある。</p> <p>地形データや植生データ、空中写真などは環境情報を均等に表記しているデータとなるので、計画段階配慮の重要なデータとなる。</p> <p>一方、動物、植物の重要種データは、自然環境基盤とはあまり関係のない要因に依存するので、これらの既存データをもとに評価を行うと、評価を誤る可能性がある。</p>	<p>配慮書段階において収集すべき動物及び植物に係る調査データについては、ご意見のとおり、既存資料のみでは必要な情報が十分得られない場合が想定されるため、そのような場合は、地域の状況に精通している専門家等の助言を受けること等により重要な種等の分布等に関する情報を収集することが考えられます。</p>
6	P5 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法) 第7第1項(3)	<p>生態系に係る調査、予測及び評価に関して、里地里山の評価については、里地里山の категория が広範であることから、どのような里地里山を重要として評価するのかなど評価基準を設定する必要がある。</p> <p>(たとえば、コナラ林・ため池・湿地(水田含む)のセットがそろっている里山を、「生物多様性が高いエリア」として評価するなど。)</p>	<p>生態系の特性は地域によって多種多様であるため、里地里山や都市に現存する樹林地等の把握に当たっては、地形図、植生図や動植物の重要な種等の既存資料をもとに、周辺環境との相対的な関係から、重要な自然環境のまとまりの場(地域により注目されている場)を抽出し、地域に精通している専門家等へのヒアリング等によりその存在や重要性の程度を確認していくことが望ましいと考えられます。</p> <p>また、地形や植生と重要な種等の生態情報から地域により注目されている場を推定するなどの解析的な手法を用いて、抽出された候補地の重要性の程度などについて科学的な検証を行うことも考えられます。</p>
7	P5 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法) 第7第1項(3)	<p>生態系に係る調査、予測及び評価に関して、都市に残存する樹林地・緑地の評価については、里地里山と同様に categoria が広範であることから、評価基準を設定する必要がある。</p> <p>(里地里山と同様に、樹林地とため池・湿地がセットとなった緑地を「生物多様性が高い緑地」として評価するなど。)</p>	<p>生態系に係る調査、予測及び評価に関して、都市に残存する樹林地・緑地の評価については、里地里山と同様に categoria が広範であることから、評価基準を設定する必要がある。</p> <p>(里地里山と同様に、樹林地とため池・湿地がセットとなった緑地を「生物多様性が高い緑地」として評価するなど。)</p>

番号	該当頁・項目	意見の概要	審査会の考え方
8	<p>P5 (計画段階配慮事項の選定) 第6第4項</p> <p>P6 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法) 第7第2項</p> <p>P10 (環境影響評価の項目の選定) 第16第3項(準用)</p> <p>P12 (環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法) 第17第3項</p> <p>P17 (事後調査の項目等の選定に関する指針) 第27第2項(4)、第27第4項</p> <p>P18 (方法書の作成) 第29第5項</p> <p>P19 (準備書の作成) 第30第2項(準用)</p> <p>(評価書の作成) 第31第1項(準用)</p> <p>P19 (報告書の作成) 第32第1項(5)</p>	<p>助言を受けた専門家等について、複数箇所に所属機関の種別を明らかにするよう求める記述が追加されたが、専門家の専門分野及び所属機関の種別について記述していない箇所(第27)がある。</p> <p>また、そもそも専門家等の氏名を明らかにすることは求めているが、アセスにおいては情報が正しく理解される必要があり、後の検証に耐え得るものとするためにも専門家の個人名は必要である。</p> <p>この際、いずれの場合にも、助言を受けた専門家の氏名、専門分野、所属を明記するよう求める指針とするべきである。</p>	<p>第27の事後調査における専門家の助言については、事後調査結果の「報告書の作成」において、専門家の専門分野を明記するとともに、所属機関の種別についても可能な限り明らかにするよう求めています。(第32)</p> <p>また、所属機関の種別等のアセス図書への記載に関しては、環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会報告書(平成24年3月環境省総合環境政策局)において、</p> <p>「環境影響評価手続における透明性向上の観点から、専門家の所属機関の属性を明らかにすることが望ましい。ただし、助言した専門家個人が特定された場合、多くの意見が個人に集中し対応不能となる事態も想定されるため、過去の判例も考慮し、これら情報によって専門家個人が特定されることのないよう配慮が必要である。」</p> <p>とされており、環境影響評価指針においても同様の考え方で規定しています。</p>

番号	該当頁・項目	意見の概要	審査会の考え方
9	—	<p>「あいちミティゲーション」についても速やかに指針に追加するよう検討するべきである。</p> <p>「あいちミティゲーション」こそ配慮書段階で反映すべきものであり、アセス対象となる大規模な開発事業こそ、自治体や体力のある企業が実施するため、思い切ったミティゲーションをとることができることが多いと思う。</p> <p>大規模事業で事例を積み上げて検証し、少しでも愛知の生物多様性が保全されることにつながるよう願う。</p>	<p>生物多様性に係る環境要素の調査、予測及び評価の手法については、国の「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会 報告書」において、生物多様性オフセットが今後の課題として整理されており、現段階では環境影響評価指針に規定しないこととしました。</p> <p>一方、「あいちミティゲーション」は、愛知県独自の新たな取組であり、大規模行為届出制度の運用に合わせた自然の保全・再生の促進等の具体的な取組について、ガイドラインにより平成 26 年度までの 2 年間、試行、検証、必要な見直しを行った上で、本格的な運用を目指しています。</p> <p>生物多様性に係る環境要素の調査、予測及び評価の手法については、国の動向を踏まえるとともに、「あいちミティゲーション」による実績をある程度積み重ねた上で指針の見直しについて検討したいと考えています。</p>